

## FD・SD委員長の所感

FD・SDでの取り組み「自分が見えていますか。自分を見ていますか。」

文部科学省では学校教育法に基づく大学設置基準として、第六章「教育課程」第二十五条の三項「教育内容等の改善のための組織的な研修等」において「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と示しています。その義務付けから誕生した本学のFD・SDですが、背景には教員の授業改善(FD)・職員の職務内容改善(SD)により、大学の教育水準を向上させようという大きなねらいが見え隠れしています。

さて、大学教員が力を注ぐべきところは「研究水準」の向上であろうかと思えます。がしかし、今後ますます複雑化していくであろうと思われる現代社会における教員としての使命は、学生一人ひとりのニーズを受け止め、個別化・個性化を図りながら、明日の日本を担う素晴らしい学生を社会に送り出すことであろうかと考えます。従って、純真短期大学の教職員は丸となって頑丈なスクラムを組み、その人材育成に努めなければなりません。

ついでに、各部署における職員は学生対応や業務内容の活性化・特色化を意識するとともに円滑な学校経営をめざすべきではないでしょうか。また、教員は授業内容や方法等の工夫・改善、さらには、現場の実態に即した教育活動を求めて、自他の研修に力を注ぐことにならうかと思えます。  
(本多委員長)

## FD・SD研修会を開催いたしました

### 平成28年度 純真短期大学 第1回FD・SD研修会 2016.6.7

#### 「教員審査と教員個人調書について」

講師：純真学園大学 小野事務局長

文部科学省等への手続き・申請の種類、新学部・学科等設置のスケジュール、教員審査での教員個人調書の様式、判定カードの記載内容などに関して、実例を交えながら分かり易く解説していただきました。一般に新大学、新学部学科等を設置する場合、一部の教職員で構成される学内の設置準備委員会を中心となって作業を進めますが、今回の講演会をきっかけに、より多くの教職員がその手続きの流れを知ることができて大変良い機会となりました。(都築委員)



### 平成28年度 純真学園大学・純真短期大学 FD研修会 2016.6.23 科研費獲得の方法とコツ:どのような点にきをつければいいのか?

講師：久留米大学分子生命科学研究所 児島将康 先生

6月23日 本学教職員対象にFD研修会として「科研費獲得の方法とコツ:どのような点にきをつければいいのか?」のご講演を久留米大学分子生命科学研究所の小嶋将康先生に行っていただきました。小嶋先生は自身の研究において科研費を獲得された経験と、審査委員も努めていらっしゃるから、「審査委員の目線」で申請書を書くことの大切さをご教授いただきました。申請書の具体例として、異なる分野の人がみてもわかる「わかりやすい申請書」をご提示頂き、私たちが誤りやすい部分をご指摘いただきました。その他短い時間でしたが、今後、申請書を書く上で見直し、改良するための多くの学びをいただきました。このような機会を頂き、教職員が科研費獲得に向けて更なる挑戦を続ける後押しとなりました。(谷川先生)



### 平成28年度 純真短期大学 FD・SD研修会 2016.6.24/6.30

テーマ「応急処置対応講習」講師：純真学園大学 福田教授

応急処置対応として、主に脳貧血・貧血と過換気症候群(過呼吸)について研修しました。それぞれについての症状、原因、対処法について講義していただいた後、参加者が過呼吸を引き起こして倒れそうな学生役となり、講師の先生に対処法を具体的に実演していただきました。過呼吸を起こした学生に対して、傾聴、共感的な態度と声掛け、正しい呼吸法への促し方や、回復体位の取り方を実演を通して、深く学ぶことができました。本学は、18~20歳の学生が多いため、学生が講義中に気分が悪くなり倒れてしまうことが時々あります。今回のように、正しい知識を身につけることにより、緊急事態に遭遇した際にすべきことが分かり、冷静に対応できる可能性が多くなります。応急処置対応の研修は、定期的実施すべき研修ではないかと感じました。(古野委員)



### 平成28年度 純真学園大学・純真短期大学 2016.6.30

公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修  
講師：三宮紀彦公認会計士事務所 三宮紀彦 先生

平成28年6月30日に実施された「公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修」に参加しました。コンプライアンス研修では、不正使用事例を具体的に挙げて説明がなされました。数千円程度の少額な不正はリスクアプローチに基づいた内部監査やモニタリングでは見落とされてしまい、結果として、少額の旅費や物品購入費に関する不正使用の罪悪感が薄れ、「これくらい」という安易な気持ちが不正使用に繋がってしまうとのことでした。たとえ少額であったとしても不正使用には変わりなく、研究者と研究機関には厳しい措置が取られます。このようにコンプライアンス研修を行うことで、研究者だけでなく、科研費に関わる事務担当者においても、深く考える機会を作り、科研費執行において気を引き締めるよい研修となりました。(中山委員)

